

答 申 第 1 3 8 号  
( 諮 問 第 1 4 2 号 )

令和 8 年 ( 2026 年 ) 1 月 23 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 6 年 ( 2024 年 ) 7 月 16 日付け鎌教委教総第 2616 号で諮問のあ  
った下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和5年（2023年）4月25日付けで、審査請求人が保有個人情報の開示を請求した「令和3年12月27日付鎌倉市教育委員会学務指令第79号就学指定校変更許可書にかかる意見書（A）」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和5年（2023年）5月10日付鎌倉市教育委員会指令学務第17号で行った保有個人情報一部開示決定処分について、不開示とした情報のうち、実施機関が個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした箇所については、開示すべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和5年（2023年）4月25日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年12月27日付鎌倉市教育委員会学務指令第79号就学指定校変更許可書にかかる意見書（A）」に係る保有個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を法定代理人を通じて行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和5年（2023年）5月10日付鎌倉市教育委員会指令学務第17号で保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和5年（2023年）8月9日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和5年（2023年）8月9日付けで提出した審査請求書、同年11月21日付けで提出した反論書、令和6年（2024年）3月25日付けで提出した再反論書、同年5月23日付けで提出した再々反論書及び令和7年（2025年）8月1日にに当審査会が実施し

た口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 法第 79 条第 2 項では、保有する個人情報の開示により開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する内容を除いて、同条同項を適応し当該情報を開示しなければならない。実施機関は本件処分で不開示とした箇所は学校側の指導・相談評価などへの支障をその理由として挙げているが、これは個人の権利利益に該当しないことから、法第 79 条第 2 項に基づき開示しなければならない。

イ 本件処分により実施機関は本来開示すべき保有個人情報を隠匿することで、審査請求人の知る権利を侵害している。

ウ 法第 78 条第 1 項第 2 号は不開示の除外事由として「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」について開示をする義務が行政にあることを明らかにしている。学校側がいじめ防止ないし再発防止のために方策を講じていたか、学校が加害者がいじめに対してどのように認識していたか精査するために必要不可欠な情報であり、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書きに該当し開示がされなければならないところを不開示としており、違法である。

エ 法第 78 条第 1 項第 7 号について、具体的に同号のイからトまでのどれに該当するか具体的な適示もなく説明もなく、主張・立証責任を果たしておらず、実施機関は循環論法に陥っている。

オ いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項は重大事態について調査を行ったときは、学校の設置者又はその設置する学校が当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すべきと規定する。

さらにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても、学校の設置者または学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童等とその保護者に対して説明を行うべきことを要求している。

カ こどもの安心・安全の確保のために、こどもが何に苦しんでいるかを具体的に知ることが重要である。未成熟なこどもの立ち直りを支える重要なポイントであると思うことから、情報の開示を強く求める。

### 3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和5年(2023年)9月22日付けで提出された弁明書、同年12月7日付けで提出された再弁明書、令和6年(2024年)5月1日付けで提出された再々弁明書及び令和7年(2025年)8月1日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が保有個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 法第79条第2項は法第78条第1項第2号の情報が含まれている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれが認められるときは、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとみなして法第79条第1項の規定を適用するものであり、法第78条第1項第7号を根拠として不開示とすることを否定するものではない。
- (2) 審査請求人が、本来開示すべき保有個人情報を隠匿することで審査請求人の権利を侵しているとする部分については、法第79条第7号により一部開示を決定したものであることから、審査請求人の権利を侵していることには当たらない。
- (3) 本件処分の対象となる意見書は、いじめや不登校等を理由としたやむを得ない事由による指定校変更を検討する場合に学校長により作成される書類であり、本件処分の不開示箇所である意見部分は、学校での生活や指導、相談、評価に係る専門的見地からの所見や、それに基づく方針及びやり取りの記録であり、個人の指導、相談、評価に関する情報がありのままに記載されているものである。

これらの情報を開示請求者に開示すると、開示請求者に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとともに、これを避けるために学校長による意見の記載が形骸化し、指定校変更の検討に必要な情報の収集ができなくなる懸念があり、ひいては効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となるおそれがある。

したがって、本件処分において不開示とした意見部分については

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当し、本件処分は適法かつ妥当である。

- (4) 本件処分は法第 78 条第 7 号柱書に該当するものとして行ったものである。

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び口頭意見陳述書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 審査請求人は、「令和 3 年 12 月 27 日付鎌倉市教育委員会学務指令第 79 号就学指定校変更許可書にかかる意見書（A）」に係る本件請求を行っている。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は令和 3 年（2021 年）12 月 15 日付け「指定校変更に関する意見書」（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当するとして、保有個人情報一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分について、実施機関が示した不開示事由のうち、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当しない旨の主張をしていることから、当該不開示事由の該当性について、以下、検討する。

なお、本件処分では同項第 2 号に該当する情報として本件文書に押印された学校長の印影を不開示としているが、この点について争いはない。

- (2) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とする旨を規定している。

イ 鎌倉市においては、就学指定校の変更を希望する者は、実施機関に対して就学指定校変更の申立てを行い、その許可を得る必要がある。実施機関は、あらかじめ「鎌倉市指定校変更基準」を定めており、教育的配慮に基づき就学指定校の変更を希望する場合には、「学校長又は教育委員会が指定する者との面談が必要」であ

り、かつ、「変更先は原則隣接校とする」とされている。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人が実施機関に提出した「就学指定校変更申立書」の理由欄に「学校長の意見書による」との記載が認められた。

この記載について実施機関は次のとおり説明する。

(ア) このような理由を記載した意図は不明だが、審査請求人には学校長の意見書が別途学務課に提出されたことを伝えていたことから、就学指定校変更申立書に理由として端的に記載したものと考えられる。

(イ) 審査請求人は事前に学校長と指定校変更申立てを前提とした面談を行っていることから、学校長意見書に記載される内容の一部を推測することができた可能性はあるが、内容を具体的に知り得ていたとは考えられない。

エ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が不開示とした箇所には、審査請求人の就学状況や学校の対応等に関する情報及びに指定校の変更を希望する理由に関する情報が記載されていた。

上記のとおり、就学指定校の変更理由については、審査請求人と学校長との間で意見交換がなされており、「就学指定校変更申立書」の「学校長の意見書による」との記載から、審査請求人に意見書そのものを見せていなかったとしても、就学指定校変更の理由についての了解があったことが推測できる。

また、意見書の記載内容は、審査請求人が法定代理人や教員等から当然に知り得たと推認できる情報であって、本件においては、審査請求人に開示したとしても、実施機関の主張する不正確な理解や誤解を与えるおそれや記録が形骸化するなどのおそれは認められない。

そのため、当該不開示箇所は、法第78条第1項第7号に該当するものとは認められず、これを開示すべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 5 / 4 / 25	保有個人情報開示請求書が提出される
5 / 10	保有個人情報一部開示決定通知書
8 / 9	審査請求書が提出される (処分庁：鎌倉市教育委員会学務課、審査庁：教育総務課)
9 / 22	処分庁が審査庁に弁明書を提出
11 / 21	審査請求人が審査庁に反論書を提出
12 / 7	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
R 6 / 3 / 25	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
5 / 1	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
5 / 23	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
7 / 16	審査会に諮問
R 7 / 8 / 1	第169回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明) (審査請求人からの口頭による意見陳述)
9 / 2	第170回審査会で審議
10 / 31	第171回審査会で審議
11 / 21	第172回審査会で審議
12 / 12	第173回審査会で審議
R 8 / 1 / 23	答申 (答申第138号)